

平成 19 年度 産地づくり計画書

知立市地域水田農業推進協議会

1 共通事項

- (1) 本協議会の範囲
知立市とする。
- (2) 助成対象となり得る水田等の確認方法
水田台帳及び過去の生産調整実績等
(畦畔、はざ場等を含まない本地面積であるかどうか。)
8 月 1 日において、かい廃等が行われていないかどうか。
- (3) 生産調整実施者の確認方法
農業者が提出する水稻生産実施計画書 (運用要領第 6 の 1 の (1) 及び (2) に定める水稻生産実施計画書をいう。以下「実施計画書」という。) に基づき行う。
(水田構造改革対策実施要領第 2 の 3、4、5 又は 6 に基づき確認する。)
- (4) 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者の確認方法
水田構造改革対策実施要領第 3 の 1 に基づき確認する。
- (5) 同一年度内に、同一ほ場において複数の用途に取り組んだ場合及びひとつの取組で複数の用途の定められたそれぞれの要件の全てを満たす場合における取扱い
助成金額が最も高い作物 1 つを助成対象とする。なお、小麦、大豆及び飼料作物を組み合わせて同一年度に作付けした場合は、小麦、飼料作物、大豆の順に該当する作物の 1 つを助成対象とする。
また、ひとつの取組で複数の用途の種類の要件を満たす場合、重複して交付を受けることができるものとする。
- (6) その他の共通事項
申請者が耕作している水田が本協議会の区域外にある場合は、碧海 5 市 (安城市、刈谷市、高浜市、碧南市)、豊田市及び西尾市にあっては本協議会が確認を行うものとするが、その他の場合は該当水田が所在しているところの協議会に確認を依頼するものとする。ただし、その協議会から依頼を拒否された場合、該当水田は助成対象から除外するものとする。

2 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業

(1) 総括表

(単位：円)

		都道府県協議会からの配分額	活 用 額				
			産地づくり事業	産地づくり特別加算事業		稲作構造改革促進事業	担い手集積加算事業
				稲作構造改革促進事業分	担い手集積加算事業分		
産地づくり交付金		74,984,000	74,984,000				
稲作構造改革促進交付金	基本部分	4,184,000		0		4,184,000	
	担い手集積加算	598,000			598,000		
計		79,766,000	74,984,000	0	598,000	4,184,000	

記入上の注意

活用額の欄は、都道府県協議会からの配分額を基に、地域協議会の判断でそれぞれの事業の活用する額を記入すること。

(2) 用途ごとの活用計画

(単位：ha、円、円/10a)

用途の分類(記号番号)	助成金の用途の名称	助成対象面積	活 用 額				計	助成単価	支払時期	備考	
			産地づくり事業	産地づくり特別加算事業		稲作構造改革促進事業					担い手集積加算事業
				基本部分からの活用額	担い手集積加算からの活用額						
111	転作作物作付助成	156	15,050,000				15,050,000	10,000 5,000	3月		
331	作業受委託助成(地権者)	145	33,235,000				33,235,000	23,000	3月		
C31	作業受委託助成(担い手)	145	18,200,000				18,200,000	14,000	3月		
311	その他(高度利用助成)(地権者)	50	1,500,000				1,500,000	3,000	3月		
C11	その他(高度利用助成)(担い手)	50	1,500,000				1,500,000	3,000	3月		
G41	作業受委託(利用集積)助成	24	4,242,000		598,000		4,840,000	20,000	3月		
7D3	協議会運営費		1,257,000				1,257,000		5月		
	米価下落等の補てん(基本部分)					4,184,000	4,184,000		3月		
	米価下落等の補てん(担い手集積加算)	当年度分									
		(前年度分)									
	計		74,984,000		598,000	4,184,000	79,766,000				

記入上の注意

- 1 助成金の用途の名称の欄は、各用途ごとに記入すること。
- 2 前年度までの担い手集積加算の未払い分がある場合には、その欄に記入すること。

(3) 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業の内容等

(ア) 産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等

1

助成金の使途の名称	転作作物作付助成
使途の分類 (記号番号)	1 1 1
具体的内容 [支出の項目]	生産調整数量目標を達成する目的で作物等が作付けされた場合に、実施面積に応じて、地権者に対して助成を行う。
効果	各農家による生産調整の実施により米の生産数量の調整に資する。
助成要件 [支出の対象]	<p>交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 知立市に在住する者であること。また、知立市で水田を耕作している者。 ・ 生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ集荷円滑化対策に拠出を行っている者。 ・ 認定方針作成者から、生産確定数量及び作付確定面積を零として通知を受けた農業者又は自らの生産確定数量及び作付け確定面積を零として決定した農業者であっても、水稻の作付（生産調整方針の運用に関する要領（平成18年11月9日付け18総食第778号農林水産省総合食料局長通知以下「運用要領」という。）第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀等に係る水稻の作付けを行う面積を除く。）を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得る。 ・ 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、水稻の作付（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀等に係る水稻の作付けを行う面積を除く。）を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15総食828号農林水産省総合食料局長通知。以下「集荷円滑化要領」という。）第1の2の(2)の規定により水稻作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が零円となる場合には、助成対象となり得る。 ・ 国が定める助成水田において、権原に基づいて下記の対象作物を作付けしている者。 <p>対象作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象とする作物は、小麦、大豆、飼料作物、大豆以外の豆類、花き及び野菜とする。

	<ul style="list-style-type: none"> 調整水田、自己保全管理及び転換畑については、助成の対象としない。 <p>助成の対象となり得る水田の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 国が定める助成水田であること。 <p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常の収穫を挙げるのに十分な状態で栽培されていること。 原則として、一枚の対象水田における作付けは1種類とするが、1枚の対象水田を区分し、各々に異なる対象作物を作付けしている場合には、各々の作付面積に応じて助成対象とする。 飼料作物については、関係する有畜農家及び耕種農家により利用供給計画が作成されていること。 一枚の対象水田で時期を異にして複数の作物を作付ける場合（1年2毛作等）は、助成金額が最も高い作物1つを助成対象とする。なお、小麦、大豆及び飼料作物を組み合わせると同一年度に作付けした場合は、小麦、飼料作物、大豆の順に該当する作物の1つを助成対象とする。 対象作物の収穫年度に水稻の作付けが行われていないこと。
確認方法	<p>作付面積の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 実測、土地登記簿等の公的資料との照合等 <p>通常の収穫、通常の肥培管理、水稻の作付けが行われていないことの確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 現地確認（確認日：小麦6月上旬、大豆9月下旬、飼料作物7月中旬、水稻の作付けが行われていないこと、大豆以外の豆類、花き、野菜の作付け7月中旬） <p>その他の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 飼料作物の利用供給計画の写し。
助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)	<p>助成金額（単価は10aあたり）</p> <ul style="list-style-type: none"> 小麦、大豆、飼料作物の作付け・・・10,000円 大豆以外の豆類、花き、野菜・・・5,000円
単価調整の方法	<p>転作作物作付助成に係る費用の合計が県協議会からの助成総額の19%を上回ることが、農業者からの営農計画書を取りまとめた結果、明らかになった場合は、不足分を翌年度交付することとする。</p>

2 - 1

助成金の使途の名称	作業受委託助成（地権者）
使途の分類 (記号番号)	331

<p>具体的内容 [支出の項目]</p>	<p>各集落がブロックローテーションにより小麦、大豆（麦あと大豆を除く）又は飼料作物を作付けする区域を決め、担い手により作業が行われた場合に、地権者と担い手に対してその作付面積に応じて助成を行う。</p>
<p>効果</p>	<p>計画的な小麦等の作付けによる米の生産調整の推進 まとまったほ場で計画的に生産することにより、地域水田農業ビジョンに掲げた作物作付けの目標達成に資する。 集団作付けにより効率的な土地利用が図られ、耕作放棄地を未然に防ぐことができ、水田の持つ多面的機能が維持され、地域内の良好な水田環境の保全に資する。</p>
<p>助成要件 [支出の対象]</p>	<p>交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ集荷円滑化対策に拠出を行っている者又は品目横断的経営安定対策に加入され、地域水田農業ビジョンに明記されている担い手。 ・ 認定方針作成者から、生産確定数量及び作付確定面積を零として通知を受けた農業者又は自らの生産確定数量及び作付け確定面積を零として決定した農業者であっても、水稻の作付け（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀等に係る水稻の作付けを行う面積を除く。）を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得る。 ・ 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、水稻の作付（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀等に係る水稻の作付けを行う面積を除く。）を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化要領第1の2の（2）の規定により水稻作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が零円となる場合には、助成対象となり得る。 ・ 国が定める助成水田において、権原に基づいて下記の対象作物を作付けしている者及び全作業受委託等により下記の対象作物の作付けに係る作業を実施している実際の耕作者。 ・ 碧海5市（安城市、刈谷市、高浜市、碧南市）の担い手で知立市に在住する者の知立市内の水田を耕作している者については助成対象とすることができる。 <p>対象作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象とする作物は、小麦、大豆、（麦後大豆を除く。）又は飼料作物（青刈りとうもろこし、イタリアンライグラス、ソルガムに限る。）とする。 <p>規模要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、4ha以上の連担団地を構成していること及び1つの対象作物において1ha以上の連担団地を構成していること。ただし、地形等の状況により4ha以上の連担団地を構成することができない団地であっても、担い手により作付けが実施された

	<p>場合、要件を満たしたこととみなす。</p> <ul style="list-style-type: none"> 規模要件の判定にあたっては、各助成水田の本地面積を集計して行う。 連担していることの判定は、各作物の作付状況をほ場位置図に示し、概ね一段となっていることをもって行うものとする。 <p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常の収穫を挙げるのに十分な状態で栽培されていること。 飼料作物については、関係する有畜農家及び耕種農家により利用供給計画が作成されていること。 同一ほ場で複数の対象作物が作付けされる場合には、先に作付けした作物のみを助成対象とする。 対象作物の収穫年度に水稻の作付けが行われていないこと。 対象作物の作付けにあたり、地権者又は地権者の代表者と担い手間において作業の受委託契約が締結されていること。ただし、担い手が自らの権原において作付けしている助成水田については、助成対象に含む。
<p>確認方法</p>	<p>作付面積の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 実測、土地登記簿等の公的資料との照合等 <p>通常の収穫、通常の肥培管理、水稻の作付けが行われていないことの確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 現地確認（確認日：小麦6月上旬、大豆9月下旬、飼料作物7月上旬、水稻の作付けが行われていないこと7月中旬） <p>規模要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 実測、土地登記簿、農作業受委託契約書等との照合 <p>連担要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ほ場位置図 <p>その他の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ブロックローテーション計画の写し 全作業受委託等の場合、受委託契約書の写し 地権者、実際の耕作者（担い手）のそれぞれの営農計画書 担い手については品目横断的経営安定対策加入者登録通知書 地域水田農業ビジョンに記載してある担い手（法人を含む。） 飼料作物の利用供給計画の写し。
<p>助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)</p>	<p>助成金額（単価は10aあたり）</p> <ul style="list-style-type: none"> 小麦、大豆及び飼料作物の作付け・・・・・・・・23,000円
<p>単価調整の方法</p>	<p>作業受委託助成に係る費用の合計が県協議会からの助成総額の65%を上回ることが、農業者等からの営農計画書を取りまとめた結果、明らかになった場合は、不足分を翌年度交付することとする。</p>

助成金の使途の名称	作業受委託助成（担い手）
使途の分類 （記号番号）	C31
具体的内容 〔支出の項目〕	各集落がブロックローテーションにより小麦、大豆（麦あと大豆を除く）又は飼料作物を作付けする区域を決め、担い手により作業が行われた場合に、地権者と担い手に対してその作付面積に応じて助成を行う。
効果	<p>計画的な小麦等の作付けによる米の生産調整の推進</p> <p>まとまったほ場で計画的に生産することにより、地域水田農業ビジョンに掲げた作物作付けの目標達成に資する。</p> <p>集団作付けにより効率的な土地利用が図られ、耕作放棄地を未然に防ぐことができ、水田の持つ多面的機能が維持され、地域内の良好な水田環境の保全に資する。</p>
助成要件 〔支出の対象〕	<p>交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ集荷円滑化対策に拠出を行っている者又は品目横断的経営安定対策に加入され、地域水田農業ビジョンに明記されている担い手。 ・ 認定方針作成者から、生産確定数量及び作付確定面積を零として通知を受けた農業者又は自らの生産確定数量及び作付け確定面積を零として決定した農業者であっても、水稻の作付け（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀等に係る水稻の作付けを行う面積を除く。）を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得る。 ・ 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、水稻の作付（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀等に係る水稻の作付けを行う面積を除く。）を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化要領第1の2の（2）の規定により水稻作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が零円となる場合には、助成対象となり得る。 ・ 国が定める助成水田において、権原に基づいて下記の対象作物を作付けしている者及び全作業受委託等により下記の対象作物の作付けに係る作業を実施している実際の耕作者。 ・ 碧海5市（安城市、刈谷市、高浜市、碧南市）の担い手で知立市に在住する者の知立市内の水田を耕作している者については助成対象とすることができる。 <p>対象作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象とする作物は、小麦、大豆、（麦後大豆を除く。）又は飼料作物（青刈りとうもろこし、イタリアンライグラス、ソルガムに限

	<p>る。)とする。</p> <p>規模要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、4 h a以上の連担団地を構成していること及び1つの対象作物において1 h a以上の連担団地を構成していること。ただし、地形等の状況により4 h a以上の連担団地を構成することができない団地であっても、担い手により作付けが実施された場合、要件を満たしたこととみなす。 ・ 規模要件の判定にあたっては、各助成水田の本地面積を集計して行う。 ・ 連担していることの判定は、各作物の作付状況をほ場位置図に示し、概ね一段となっていることをもって行うものとする。 <p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の収穫を挙げるのに十分な状態で栽培されていること。 ・ 飼料作物については、関係する有畜農家及び耕種農家により利用供給計画が作成されていること。 ・ 同一ほ場で複数の対象作物が作付けされる場合には、先に作付けした作物のみを助成対象とする。 ・ 対象作物の収穫年度に水稻の作付けが行われていないこと。 ・ 対象作物の作付けにあたり、地権者又は地権者の代表者と担い手間において作業の受委託契約が締結されていること。ただし、担い手が自らの権原において作付けしている助成水田については、助成対象に含む。
<p>確認方法</p>	<p>作付面積の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実測、土地登記簿等の公的資料との照合等 <p>通常の収穫、通常の肥培管理、水稻の作付けが行われていないことの確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地確認（確認日：小麦6月上旬、大豆9月下旬、飼料作物7月上旬、水稻の作付けが行われていないこと7月中旬） <p>規模要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実測、土地登記簿、農作業受委託契約書等との照合 <p>連担要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ほ場位置図 <p>その他の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ブロックローテーション計画の写し ・ 全作業受委託等の場合、受委託契約書の写し ・ 地権者、実際の耕作者（担い手）のそれぞれの営農計画書 ・ 担い手については品目横断的経営安定対策加入者登録通知書 ・ 地域水田農業ビジョンに記載してある担い手（法人を含む。） ・ 飼料作物の利用供給計画の写し。

助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)	助成金額(単価は10aあたり) ・小麦、大豆及び飼料作物の作付け・・・・・・・・14,000円
単価調整の方法	作業受委託助成に係る費用の合計が県協議会からの助成総額の65%を上回ることが、農業者等からの営農計画書を取りまとめた結果、明らかになった場合は、不足分を翌年度交付することとする。

3 - 1

助成金の使途の名称	その他(高度利用助成)地権者
使途の分類 (記号番号)	311
具体的内容 [支出の項目]	各集落がブロックローテーションにより小麦を作付けした水田において、その収穫後に大豆の作付けが行われた場合に限り、地権者と担い手に対してその大豆の作付面積に応じて助成を行う。
効果	小麦収穫後の大豆の作付けにより効率的な土地利用が図られ水田の持つ多面的機能が維持され、区域内の良好な水田環境の保全に資する。 まとまったほ場で計画的に生産することにより、地域水田農業ビジョンに掲げた作物作付けの目標達成に資する。 水田の高度利用の推進
助成要件 [支出の対象]	交付対象者 <ul style="list-style-type: none"> 生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ集荷円滑化対策に拠出を行っている者又は品目横断的経営安定対策に加入され、地域水田農業ビジョンに明記されている担い手。 認定方針作成者から、生産確定数量及び作付確定面積を零として通知を受けた農業者又は自らの生産確定数量及び作付け確定面積を零として決定した農業者であっても、水稻の作付け(運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀等に係る水稻の作付けを行う面積を除く。)を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得る。 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、水稻の作付(運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀等に係る水稻の作付けを行う面積を除く。)を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化要領第1の2の(2)の規定により水稻作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が零円となる場合には、助成対象となり得る。 国が定める助成水田において、権原に基づいて下記の対象作物を作付けしている者及び全作業受委託等により下記の対象作物の作付けに係る作業を実施している実際の耕作者。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 碧海5市（安城市、刈谷市、高浜市、碧南市）の担い手で知立市に在住する者の知立市内の水田を耕作している者については助成対象とすることができる。 <p>対象作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象とする作物は、作業受委託助成の要件を満たして栽培された小麦の収穫後に作付け・収穫される大豆とする。 <p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の収穫を挙げるのに十分な状態で栽培されていること。 ・ 対象作物の収穫年度に水稻の作付けが行われていないこと。 ・ 対象作物の作付けにあたり、地権者又は地権者の代表者と担い手間において作業の受委託契約が締結されていること。ただし、担い手が自らの権原において作付けしている助成水田については、助成対象に含む。
確認方法	<p>作付面積の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実測、土地登記簿等の公的資料との照合等 <p>通常の収穫、通常の肥培管理、水稻の作付けが行われていないことの確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地確認（確認日：大豆9月下旬） <p>規模要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実測、土地登記簿、農作業受委託契約書等との照合 <p>連担要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ほ場位置図 <p>その他の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ブロックローテーション計画の写し ・ 全作業受委託等の場合、受委託契約書の写し ・ 地権者、実際の耕作者（担い手）のそれぞれの営農計画書 ・ 担い手については品目横断的経営安定対策加入者登録通知書 ・ 地域水田農業ビジョンに記載してある担い手（法人を含む。）
助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)	<p>助成金額（単価は10aあたり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大豆の作付け 3,000円
単価調整の方法	<p>作業受委託助成に係る費用の合計が県協議会からの助成総額の4%を上回ることが、農業者等からの営農計画書を取りまとめた結果、明らかになった場合は、不足分を翌年度交付することとする。</p>

3 - 2

助成金の使途の名称	その他（高度利用助成）担い手
-----------	----------------

<p>使途の分類 (記号番号)</p>	<p>C11</p>
<p>具体的内容 [支出の項目]</p>	<p>各集落がブロックローテーションにより小麦を作付けした水田において、その収穫後に大豆の作付けが行われた場合に限り、地権者と担い手に対してその大豆の作付面積に応じて助成を行う。</p>
<p>効果</p>	<p>小麦収穫後の大豆の作付けにより効率的な土地利用が図られ水田の持つ多面的機能が維持され、区域内の良好な水田環境の保全に資する。</p> <p>まとまったほ場で計画的に生産することにより、地域水田農業ビジョンに掲げた作物作付けの目標達成に資する。</p> <p>水田の高度利用の推進</p>
<p>助成要件 [支出の対象]</p>	<p>交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ集荷円滑化対策に拠出を行っている者又は品目横断的経営安定対策に加入され、地域水田農業ビジョンに明記されている担い手。 ・ 認定方針作成者から、生産確定数量及び作付確定面積を零として通知を受けた農業者又は自らの生産確定数量及び作付け確定面積を零として決定した農業者であっても、水稲の作付け(運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀等に係る水稲の作付けを行う面積を除く。)を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得る。 ・ 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、水稲の作付(運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀等に係る水稲の作付けを行う面積を除く。)を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化要領第1の2の(2)の規定により水稲作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が零円となる場合には、助成対象となり得る。 ・ 国が定める助成水田において、権原に基づいて下記の対象作物を作付けしている者及び全作業受委託等により下記の対象作物の作付けに係る作業を実施している実際の耕作者。 ・ 碧海5市(安城市、刈谷市、高浜市、碧南市)の担い手で知立市内に在住する者の知立市内の水田を耕作している者については助成対象とすることができる。 <p>対象作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象とする作物は、作業受委託助成の要件を満たして栽培された小麦の収穫後に作付け・収穫される大豆とする。 <p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の収穫を挙げるのに十分な状態で栽培されていること。 ・ 対象作物の収穫年度に水稲の作付けが行われていないこと。

	<ul style="list-style-type: none"> 対象作物の作付けにあたり、地権者又は地権者の代表者と担い手間において作業の受委託契約が締結されていること。ただし、担い手が自らの権原において作付けしている助成水田については、助成対象に含む。
確認方法	<p>作付面積の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 実測、土地登記簿等の公的資料との照合等 <p>通常の収穫、通常の肥培管理、水稻の作付けが行われていないことの確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 現地確認（確認日：大豆9月下旬） <p>規模要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 実測、土地登記簿、農作業受委託契約書等との照合 <p>連担要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ほ場位置図 <p>その他の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ブロックローテーション計画の写し 全作業受委託等の場合、受委託契約書の写し 地権者、実際の耕作者（担い手）のそれぞれの営農計画書 担い手については品目横断的経営安定対策加入者登録通知書 地域水田農業ビジョンに記載してある担い手（法人を含む。）
助成水準 〔積算根拠〕 (助成額の算定方法)	<p>助成金額（単価は10aあたり）</p> <ul style="list-style-type: none"> 大豆の作付け 3,000円
単価調整の方法	<p>作業受委託助成に係る費用の合計が県協議会からの助成総額の4%を上回ることが、農業者等からの営農計画書を取りまとめた結果、明らかになった場合は、不足分を翌年度交付することとする。</p>

4

助成金の使途の名称	作業受委託（利用集積）助成【産地づくり特別加算事業分】
使途の分類 (記号番号)	G41
具体的内容 〔支出の項目〕	小麦の作付けで19年度以降、作業受委託等による規模を拡大した担い手に対して過去の生産実績より増加した作付面積分について助成を行う。
効果	<p>担い手による集団作付けによる米の生産調整の推進</p> <p>地域の農業を担う意欲と能力のある担い手が将来的に効率的で安定した経営及び農作業が行えることにより、水田農業の構造改革の推進に資する</p> <p>担い手による集団作付けにより効率的な土地利用が図られ、耕作放棄地を未然に防ぐことができ、水田の持つ多面的機能が維持され、地域</p>

	<p>内の良好な水田環境の保全に資する。</p>
<p>助成要件 [支出の対象]</p>	<p>交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ集荷円滑化対策に拠出を行っている者で品目横断的経営安定対策に加入され、知立市地域水田農業ビジョンに明記されている担い手。 ・ 認定方針作成者から、生産確定数量及び作付確定面積を零として通知を受けた農業者又は自らの生産確定数量及び作付け確定面積を零として決定した農業者であっても、水稻の作付け（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀等に係る水稻の作付けを行う面積を除く。）を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得る。 ・ 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、水稻の作付（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀等に係る水稻の作付けを行う面積を除く。）を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化要領第1の2の（2）の規定により水稻作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が零円となる場合には、助成対象となり得る。 ・ 国が定める助成水田において、権原に基づいて下記の対象作物を作付けしている者及び全作業受委託等により下記の対象作物の作付けに係る作業を実施している実際の耕作者。 <p>過去の生産実績の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去の小麦作付面積より拡大した作付面積に対し助成する。 <p>対象となる農地の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象作物の作付けにあたり、地権者又は地権者の代表者と担い手間において作業の受委託契約が締結されていること。ただし、担い手が自らの権原において作付けしている助成水田については、助成対象に含む。 <p>対象作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象とする作物は、「作業受委託助成」の要件を満たして栽培された小麦とする。 <p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の収穫を挙げるのに十分な状態で栽培されていること。 ・ 対象作物の収穫年度に水稻の作付けが行われていないこと。
<p>確認方法</p>	<p>作付面積の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実測、土地登記簿等の公的資料との照合等 <p>通常の収穫、通常の肥培管理、水稻の作付けが行われていないことの確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地確認（確認日：小麦6月上旬）

	<p>規模要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実測、土地登記簿、農作業受委託契約書等との照合 <p>連担要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ほ場位置図 <p>過去の生産実績の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成16年度、17年度、18年度の営農計画書による <p>その他の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ブロックローテーション計画の写し ・ 全作業受委託等の場合、受委託契約書の写し ・ 地権者、実際の耕作者（担い手）のそれぞれの営農計画書 ・ 品目横断的経営安定対策加入者登録通知書 ・ 地域水田農業ビジョンに記載してある担い手（法人を含む。）
<p>助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)</p>	<p>助成金額（単価は10aあたり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小麦 20,000円以内 <p>平成16年から18年までの担い手の営農計画書による3カ年の小麦の作付面積の平均に対し当年作付面積において増加した面積分に対して助成の対象とする。ただし、品目横断的経営安定対策実施要領第5の(4)、(5)又は(7)による期間平均生産面積を移動したときは、移動した面積は過去の作付面積として算定する。</p> <p>助成金については、産地づくり交付金を優先的に活用する</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>作業受委託助成に係る費用の合計が県協議会からの助成総額の6%を上回ることが、農業者等からの営農計画書を取りまとめた結果、明らかになった場合は、下記の方法により単価調整する。</p> <p>調整後の単価 = 助成総額 / (作付面積 - 3カ年の平均作付面積)</p> <p>上記計算により円未満の端数が出た場合は、これを切り捨てたものを調整後の単価とする。</p>

5

<p>助成金の使途の名称</p>	<p>協議会運営費</p>
<p>使途の分類 (記号番号)</p>	<p>7D3</p>
<p>具体的内容 [支出の項目]</p>	<p>知立市地域水田農業推進協議会の運営のため、協議会等役員の費用弁償や地域役員に対しての計画書の配布、回収等とりまとめ事務に対して助成する。</p>
<p>効果</p>	<p>協議会運営費を活用することにより、適正な助成金の交付及びビジョンの進行管理等効率的な協議会の運営の執行が図られる。</p>

<p>助成要件 [支出の対象]</p>	<p>経費の種類</p> <p>協議会運営費に係る助成内容は次のものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 謝金 地域協議会総会出席、生産部長会議出席者、転作等現地確認事務、水稻生産実施計画書取りまとめ事務に係る報償金 ・ 事務等経費 地域協議会の運営に必要な消耗品の購入に係る経費及び産地づくり助成金振込に係る経費 <p>種類間の流用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経費の各種類間での流用は、可能とする。
<p>確認方法</p>	<p>支払いに要した経費については、次の書類により行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 謝金 会議の開催通知、会議録、受領書または銀行振込等を行ったことがわかる書類 ・ 事務等経費 納品書、請求書、領収書又は銀行振込等を行ったことがわかる書類
<p>助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)</p>	<p>支出の内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 謝金 (報償金単価は知立市の基準を準用) 1,241,200 円 改善部・生産部長会議 6,800 円 × 32 人 × 3 回 = 652,800 円 地域協議会 6,800 円 × 6 人 × 2 回 = 81,600 円 地域改善協議会 6,800 円 × 11 人 × 1 回 = 74,800 円 計画書取りまとめ事務 (均等割) 1,000 円 × 32 人 = 32,000 円 計画書取りまとめ事務 (戸数割) 500 円 × 800 人 = 400,000 円 ・ 事務等経費 消耗品 (パイプファイル等) 15,800 円
<p>単価調整の方法</p>	<p>当初計画より実績が増加した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協議会構成団体からの助成金により調整

記入上の注意

- 1 「(ア) 産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等」については、各使途ごとに作成すること。
- 2 助成金の使途の名称の欄は、産地づくり事業に産地づくり特別加算事業を上乗せで実施する場合は、地域協議会が実施する使途の名称の後に、【産地づくり特別加算事業分】と記入すること。
- 3 使途の分類の欄には、交付金の使途の範囲、助成種別、助成方法によって分類することとし、記入にあたっては、別表の区分に従い対応する記号番号 (1 つの助成金の使途の名称に複数の使途の分類記号番号で区別される内容が含まれている場合は、原則として複数の記号番号) を記入すること。
- 4 具体的内容の欄は、どのような取組に対して助成金を活用するのかが明らかになるように、具体的に記入すること。(協議会自らの活動に要する経費か、農業者その他産地づくり計画書において助成の対象となり得る者への助成に要する費用かを明記すること。さらに、農業者その他産地づくり計画書において助成の対象となる得る者への助成に要する費用の場合には、経費助成なのか、その他奨励的な助成なのかを明確にすること。)

なお、産地づくり特別加算事業は、助成金等の交付に関する事務に要する経費及び地域協議会の運営に係る経常的な経費を内容とする使途には活用できない。また、産地づくり特別加算事業のうち担い手集積加算分からの活用は、産地づくり事業の担い手への育成に視する使途に

限定されていることに留意すること。

- 5 効果の欄は、当該使途の種類に活用した際に得られる効果が、
 - (1) 地域水田農業ビジョンに掲げた目標の達成に寄与しているか
 - (2) 使途の分類の欄に記載する番号の内容に照らして適当かどうか
 - (3) 水田環境等の良好な保全に寄与しているかどうか
 といった観点から記入すること。
 また、使途の分類の欄に記載する番号が複数ある場合には、それぞれの内容に照らして適当かどうかを明確に記入すること。
- 6 地域協議会が自らの活動に要する費用については、助成要件の欄には対象となる経費の種類（別紙11の内容の欄に掲げる経費に分類したものをいう。）とその具体的な内容を記入すること。
- 7 []は助成金等の交付に関する事務に要する経費及び地域協議会の運営費に係る経常的な経費その他地域協議会が自ら行う活動に要する経費を記入する場合に読み替える項目名である。
- 8 前年度の取組に対して、今年度の地域協議会助成事業を活用して助成する場合は、「(1) 総括表」及び「(ア)産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等」にその旨明記すること。

(イ) 稲作構造改革促進事業

助成金の使途の名称	米価下落等の補てん
助成要件	<p>助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ集荷円滑化対策に拠出を行っている者。 ・共通事項の(6)その他共通事項に記載されている助成対象者のうち、本年産の米穀の作付けを行っている者(品目横断的経営安定対策加入者は除く。) <p>助成対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項の(2)助成の対象となり得る水田に記載されている対象水田のうち、上記の助成対象者が、作付確定面積の範囲内で主食用等水稻の作付けを行った水田
確認方法	<p>助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項の(3)及び(4)により確認 ・品目横断的経営安定対策に加入していないことについて、農業者本人からの聞き取り、受給を希望している認定農業者等を東海農政局に照会することにより確認。 <p>助成対象水田</p> <p>共通事項の(2)助成の対象となり得る水田により確認</p>
助成水準	水稻作付け10a当たり2,500円
基準収入及び 当年産収入の算出方法	<p>(1) 基準収入の算出方法及び算出額</p> <p>基準収入の算出は、地域協議会を構成している市町村（以下「市町村」という。）ごとに5年前年産から前年産までの5か年における各年産の10アール当たり稲作収入の最高値及び最低値を除いた3か年の平均により算出するものとする。</p>

	<p>の各年産の10アール当たり稲作収入については、各年産の60キログラム当たりの販売価格に農林水産省統計部が公表する各市町村の10アール当たり収量を乗じて60で除して算出した額とする。</p> <p>ただし、10アール当たり収量について、平成16年産以降は、農林水産省が公表する各年産の10月15日現在における作況指数が全国101以上であり、かつ、愛知県で101以上、かつ、作柄表示地帯で101以上の場合は、市町村別平均単収(農林水産統計における、前年産までの過去最近7か年の市町村別10アール当たり収量を使用し、その最高値及び最低値を除いた5か年分の平均した値。品目横断的経営安定対策実施要領(平成18年6月27日付け18経営第1871号農林水産省経営局長通知)第6の4の(3)のイの(イ)で算出される市町村別の標準単収)とする。</p> <p>の米穀の60キログラム当たりの販売価格については、財団法人全国米穀取引・価格形成センター(以下「センター」という。)が定める米穀の売買取引に係る業務規程に定める通年取引若しくは期別取引(平成17年以前産米の取引にあっては基本取引とする。以下同じ。)又は特定取引(平成17年以前産米の取引にあっては基本取引に準じる取引とする。以下同じ。)のうち早場米を対象として行う取引(以下「早期米取引」という。)が行われた愛知県産の産地品種銘柄のうち落札数量の多い順の上位3銘柄(通年取引若しくは期別取引又は早期米取引が行われた愛知県産の産地品種銘柄が2銘柄である年産については、当該2銘柄とする。)について、センターが公表した入札取引された各銘柄の価格(包装代、消費税等を含んだ価格で公表している場合にあっては当該包装代、消費税等相当額を除いた価格とする。)を年産を通して入札回ごとの落札数量で加重平均した価格(以下「年産平均価格」という。)を各銘柄の落札数量で加重平均した価格(通年取引若しくは期別取引又は早期米取引が行われた愛知県産の産地品種銘柄が1銘柄である年産にあっては当該1銘柄についての年産平均価格とする。)とする。</p> <p>ただし、前年産については、生産年の翌年3月末日までにセンターが公表した価格及び落札数量を用いるものとする。</p> <p>なお、当年産及び前年産から5年前までの年産のいずれかに上場産地品種銘柄がない場合にあっては、当年産及び前年産から5年前までの販売価格として、通年取引、期別取引が行われた全銘柄の年産平均価格を各銘柄の落札数量で加重平均した価格を使用するものとする。</p> <p>(2) 当年産収入の算出方法 当年産収入の算出は、生産年の翌年の1月末までにセンターが公表した価格及び落札数量を用いて、(1)の 及び に準じて当年産収入を算出するものとする。</p>
<p>補てん単価の算出方法 (補てん額の算出方法)</p>	<p>(基準収入 - 当年産収入) × 90% が 助成水準を上回る場合は、助成水準が補てん単価 助成水準を下回る場合は、「(基準収入 - 等年産収入) × 90%」 が補てん単価 営農計画書に記載された主食用等水稻作付面積に10a当たりの 補てん単価を乗じることにより算出する。</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>本計画において定めた活用額に対して、実際に算定した所要額が上 回ることが明らかになった場合、次式により単価調整を行う。</p>

	調整後の単価 = 調整前の単価 × (当初の助成水準の設定の際に推定した面積 / 営農計画書による申請面積)
--	--

(ウ) 担い手集積加算事業

助成金の使途の名称	実施予定なし
助成要件	
確認方法	
助成水準	
基準収入及び 当年産収入の算出方法	
補てん単価の算出方法 (補てん額の算出方法)	
単価調整の方法	

記入上の注意

「(イ) 稲作構造改革促進事業」及び「(ウ) 担い手集積加算事業」の「基準収入」及び「当年産収入」の算定方法の欄は、都道府県協議会が定める稲作構造改革促進事業及び担い手集積加算事業についての基準収入及び当年産収入の算出において使用するデータ以外の客観的なデータを使用する場合は、そのデータの算出根拠がわかる資料を添付すること。

3 新需給調整システム定着交付金助成事業

(1) 総括表

使途の区分及び 使途の名称	作目等区分	員 数	単 価	金 額 (円)	備 考
1 大幅な超過達成 に関する使途					
2 地域振興作物の 振興に関する使途					
3 その他意欲的な 生産調整に関する 使途					
	合 計				

(注) 員数の欄には、金額を算出する基となる面積、数量等の数値と単位を記入すること。

(2) 使途ごとの内容

用途の名称	
作物等区分	
具体的内容	
効果	
助成の要件	
確認方法	
助成水準 (助成額の算定方法)	
単価調整の方法	

記入上の注意

- 1 「(1)総括表」の「1大幅な超過達成に関する用途」及び「3その他意欲的な生産調整に関する用途」の区分及び用途の名称の欄の記入については、都道府県協議会が定める新需給調整システム定着交付金助成の活用方針の具体的な活用計画の用途の区分1つにつき、原則としてそれぞれ1つまで選択できる。
- 2 「(1)総括表」の活用の区分の「2地域振興作物の振興に関する用途」を選択する場合において、作物等区分欄の記入については、都道府県協議会が定める作物等区分から選択すること。また、複数設定した場合は、枝番号をつけて区分すること。
- 3 新需給調整システム定着交付金助成事業の用途に係るガイドラインの細部運用に定めるところにより、旧市町村ごと、旧地域協議会ごと又は営農条件の異なる区域ごとにその他意欲的な生産調整の取組の用途を複数設定した場合は、活用の区分の欄に枝番号を付けて区分するとともに、旧市町村、旧地域協議会又は区域の範囲を記入すること。
- 4 「(2)用途ごとの内容」は、「(1)総括表」の用途の名称ごとに作成するものとし、都道府県協議会が定める新需給調整システム定着交付金助成の活用方針の具体的な活用計画を参照しつつ、どのような取組に対して助成金を活用するのかが明らかになるように、具体的に記入すること。
- 5 効果の欄は、当該用途に助成金を活用した際に得られる効果が、当該地域協議会(3の場合は旧市町村、旧地域協議会又は区域ごとに)における生産調整への意欲的な取組の助長にどのように寄与しているのかといった観点から記入すること。

4 需要量に関する情報

(1) 市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報の提供

都道府県から市町村への需要量に関する情報	市町村が情報提供した第三者機関的組織別の需要量に関する情報の計	
		生産数量目標の補正
1,391	1,391	
合 計	1,391	

(2) 第三者機関的組織から認定方針作成者への需要量に関する情報の提供

市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報	第三者機関的組織が情報提供した認定方針作成者別の需要量に関する情報の計	
		生産数量目標の補正
1,391	1,391	